

第6回障害児通所支援に関する検討会 における主なご意見について

※第6回障害児通所支援に関する検討会で頂いたご意見を事務局において整理したもの

第6回障害児通所支援に関する検討会における主なご意見について ①

児童発達支援について (1) 「総合支援型 (仮称)」と「特定プログラム特化型 (仮称)」の方向性等について①

- 障害児通所支援そのもの自体何をすべきか、総合支援型が基本であると考えていくもの。児童発達支援は5領域、特に乳幼児に関してはしっかり発達を見ていく、網羅していくのはとても大事。
- 個別、総合的だけでなく、一人の子に対し総合的に見ながら必要なものを個別で提供したり、かなり柔軟な動きをしているのが現状。基本は総合支援型、特化型で提供する事業所あってもおかしくない。総合的は5領域をおさえるべき、などという基準を設ける必要がある。
- 地域全体のコーディネート機能は、センター、相談支援事業所の有無にかかわらず、こどもの総合相談支援窓口など行政機関をしっかり取り込んでいくことが前提になってくるのでは。市町村行政の関与を強く求めたい。
- 特に家族支援、自閉症は他の障害と比べても、親の幼児期のメンタルヘルスのリスクは言われている。こどもだけの支援はあり得ない、家族支援と個別支援はセットで進めていく必要がある。アセスメントの部分は重要。こどもの発達だけアセスメントするのではなく、外国人の親を持つ子、メンタルヘルスニーズが高い人いる。家族の環境も含めた総合的アセスメントを作っていく必要がある。
- 支援ニーズ高い方々が支援を断られることが起こっている。行動障害が強い方、日本語がよく分からない方など、市町村の関与はしっかり入れていただくことが重要。
- 懸念は総合型と特化型と分けた時、親が特化型でサービスを受けながら比較的長くみてもらいたいところもある。地域によって特化型と総合型分けた時、分担がうまくいくかという懸念もある。制度については柔軟な対応が必要。

第6回障害児通所支援に関する検討会における主なご意見について ②

児童発達支援について (1) 「総合支援型 (仮称)」と「特定プログラム特化型 (仮称)」の方向性等について②

- 総合支援包括型、特化型に関しては、包括型の方がこどもの全てを見るので基本にするべき。特化型は慎重に行う必要がある。特化型が専門性が高いかのような議論されているが、実際には包括的が幅広い専門性が必要。特化型は包括的な支援ができる人がやることを前提にすべき。特に国家資格ある人が特化型をするのは時期尚早。専門職が必ず児童の専門とはかぎらない。専門職はむしろ包括型で能力を発揮できる。全体的に見て、全体的にサポートするのが大事。
- 乳幼児期の支援はとても丁寧にしていく必要あり。市町村母子保健との連携。こども家庭センターとの連携の中で親子教室からの繋がり、地域とのつながりが大事になってくる。この時期は障害のある子を育てる初期の時期なので心理支援大事。
- ケアニーズの高い子も児童発達支援で親子も含めて家族のアセスメントをしてサポートしていく専門性が必要ではないか。
- 特化型の表現だが特定プログラムというとプログラムがありそうな気がする。運動、言語領域、(仮称)ということなので、「領域特化型」と言う表現だとしっくりくる。
- 家族支援が重要、プラス発達障害のこども、発達支援だと言葉や社会性を伸ばすということになりがち。行動上の問題を少し減らしていくという予防的関わりが小さい時から必要。総合型の場合、5領域にプラス家族支援、行動上問題の軽減の領域を入れるとより包括的な支援につながる。行動上の問題を減らすとき、5領域の何かのスキルを教えていくこととセットになる。行動上の問題を強行の研修で学ぶのではなく、全ての事業所でゼネラルに提供できることが望ましい。
- 包括的支援が乳幼児期に大事。5領域は保育・幼児教育で示されている5領域とどう関連するのか示してはどうか。「健康・生活」であれば保育・幼児教育の「健康」、「人間関係・社会性」は「人間関係」、「言語・コミュニケーション」は「言葉」、「運動・感覚」、「認知・行動」が重なりとしては保育・幼児教育の領域の「表現」「環境」と重なる。

第6回障害児通所支援に関する検討会における主なご意見について ③

児童発達支援について (1) 「総合支援型 (仮称)」と「特定プログラム特化型 (仮称)」の方向性等について③

- 今示されている5領域と保育・幼児教育の5領域との関連性を示すことで移行支援にもつながるかも。併行通園でもどちらを主軸にしているのかにおいても、関連性を見いだしながらだと、場所が変わっても包括的に支援ができるのではないかと。
- 児童発達支援についていえば保育園、幼稚園、そこの併行通園を含めた連携は当然必要。家族のありようをよりアセスメントする中だと母子保健、保育園、幼稚園との評価、連携が必要になってくると思う。
- 障害児虐待死検証で10歳代まで全年齢を通じて虐待死がある。家族支援で、家族が育ちの基盤、社会が子育てするスタンス、それが総合型だと思うが、アセスメントの中でも行政が関わって家族のアセスメント必要。
- 質の問題の多様化。児童発達支援センターとの連携、母子保健との連携も含め関係機関との連携必要。
- 児童発達支援に関しては、乳幼児検診、療育相談、発達相談からのつながりで利用が開始される。市町村母子保健の関わり重要。

第6回障害児通所支援に関する検討会における主なご意見について ④

児童発達支援について（2）ピアノや絵画のみ等、必ずしも障害特性に応じた専門性の高い有効な発達支援と判断できないものについて①

- 適切な事業所の見極めのところでも母子保健領域からの意見を参照することもアイデアの一つ。
- 5領域全てを満たす、総合支援型、色々な支援の中、総合支援型の5領域の展開をどの段階で見るのか悩ましい、運営体制の中に示されていけばよいのか、個別支援計画で示されていけばよいのか、サービス提供1回1回満たされていないといけないのか。
- 不適切なもの、塾、ピアノみたいなもの見極めについて、何を以てそのタイプだと言えるのか、判断するのが難しい。児童発達支援に関しては未就学の段階なので、単なる預かりは言うに及ばず、それ以外については5領域が盛り込まれているかという視点だけでよいと思う。
- 学習支援のみ、絵画のみ、見極めが重要だが個別性が非常に重要。アセスメント、個別支援計画、カンファレンスをいかにしっかりできているかになる。アセスメントの考え方も地域格差があると感じる。PDCAを回す中の標準的モデルは厚労省からモデルケースを出していただきたい。柔軟性を持たせて、この部分だけはおさえおかないといけないというところを示していただくべき。シートも統一化はされておらず、アセスメントシートはこどもの療育に対しての論点になっていないものも多数ある。標準化を図っていく中で、こどもの特性、事業所の特性、地域特性、発達支援の仕方に柔軟性を持たせたものを作ることが大事。学習塾等だけ表にでて議論するというよりは個別性が重要なポイント。表向きだけのものでも議論をすべきではないと感じる。
- 塾、見守りは、その前に本来は相談支援があるはず。全体の中でこの子はピアノが必要ということもありうる。その事業所をピアノの評価しかしていないのはアウト。こども全体、親のニーズきちんと評価する。相談支援が全体的に包括的評価した中でピアノ、絵画をするということは将来の余暇スキルをあげる、こどものウェルビーイングを高めるうえでも意味があるので、一概に否定できない。ただ、どういうプロジェクトの中でピアノ等が位置付けられているのか、見守りもそう、保育園で疲れている子もいるし、ゆっくり児発で遊びたい子もいるので、包括的な評価の中で見守り、ピアノであったりすれば許容の範囲。

第6回障害児通所支援に関する検討会における主なご意見について ⑤

児童発達支援について（2）ピアノや絵画のみ等、必ずしも障害特性に応じた専門性の高い有効な発達支援と判断できないものについて②

- こどもの余暇の提供が重要なので一概に否定できない。報酬は一般の習い事と同じ金額を払ってもらってもよいのでは。一般の習い事は発達障害等があると断られるということは起きているが、手厚い支援がある中で、本人の余暇活動として報酬の面で検討が必要と思っている。
- 児童発達支援に関し市町村の関与や関わりのご意見頂戴している。具体的な支援について、市町村は関係するあらゆる部署との連携は必須、運営や支援内容の確認は規模の小さい市町村にとっては対応が難しい。障害児福祉サービス利用者はセルフプラン率高い。市町村が子の状況を直接会って確かめるのは難しい。保護者の方との対応が中心。こどもにとって真に必要なサービスのジャッジはできにくい。
- 見守りはとても大事な要素。総合支援ベース、家族支援としてそれをある意味ずっとつないでいく基本的な概念が見守り。本当は凄く大変。障害のある子達の見守りは専門性高い。安全をきちんと保障した形で一定時間子どもたちを預かる。発達支援の基本中の基本。これをよくないという代表例として入れるのはまずい。安全な保育、発達支援の土台、違う言い方なら家族支援というものとして位置付けられる。
背景として、具体的、直接的な発達支援していないという意味で使われているかもしれないが、直接的な療育、発達支援が狭義の発達支援とすれば、見守り、保育というものは間接的な支援で広義の発達支援として捉えることはできる。きちんとした見守りができるということは、質の高い保育を提供することになる。当然、子の持っている障害のリスク因子を軽減すると同時に、よりよく育っていける保護因子を強化することになっていく。それが虐待を防いでいく上でも極めて重要になる。見守りは、否定的ニュアンスとして出てこないようにしてほしい。
- 学習塾型、音楽、運動はセルフプランの高さ、その兼ね合いがあるが誰がトータルで子の成長発達をみているのか、それぞれの利用にどのような意味を持っているのかが重要。相談支援の重要性を再認識している。

第6回障害児通所支援に関する検討会における主なご意見について ⑥

児童発達支援について（3）発達支援を必要とする利用状況に応じた支援について、支援時間の長短等を考慮した評価について①

- 就労への対応、支援の時間によって報酬が変わるのはやむを得ない。現行の保育所等での対応が不十分であることが前提。児童発達支援で見ざるをえないこと、インクルーシブの観点から保育所・認定子ども園で対応出来ることが重要。親の就労対応の配慮はあっていいが、保育所への移行に力点がかけられる検討がされるとよいのではないかと。
- 家族支援、就労支援、あくまでも障害児通所支援はこどもに対する支援が前提、こどもの環境として保護者の就労は無視できない。何らかのフォローを事業所としても考えていくべき。家族支援が保護者支援そのもので動くのは違和感があるが、こどもの支援を前提にしながら保護者の就労に関しての配慮をどのようにやっていくか。保育所が前提として支援することをしっかりおさえていく必要性がある。
- それぞれの障害の特別な専門性の高い療育、児童発達支援は早期療育で重要な部分、この部分で時間で単に区切るのではなく、最低時間を設けて60分と区切ったうえで基準をつくっていく必要もある。
- 家族支援は、親子セットでみるのが大事で幼児の場合、こどもと親は離せない。親をどうエンパワメントするかは大事な視点、親子の家族機能のアセスメントをして親の就労についても家族全体のウェルビーイングを高めるのであれば、積極的に児童発達支援でこどもを見るのがあってもよい。インクルージョン等の視点から保育所との連携をしっかりと行う。保育所等訪問支援を強化することも大事。基本的に親子のメンタル面を維持することが大事。
インクルージョンの視点から見ると児童発達支援も母子保健全体の中で保健師、医療との連携を密にしていく必要あり。
- 時間の長短における報酬の在り方は今後検討の余地がある。時間が短いことにも意味があると思うが検討の余地はあるのではないかと。
- 時間の長短でどれくらいの支援できるかかなり変わってくる印象がある。3、4時間と1時間だと個別支援計画に5領域を盛り込んでも1時間の間に3領域できるかどうか。内容よりも包括的な支援がこどもには必要。時間の長短で報酬等が変わってくることも検討が必要。

第6回障害児通所支援に関する検討会における主なご意見について ⑦

放課後等デイサービスについて (1) 「総合支援型（仮称）」と「特定プログラム特化型（仮称）」の方向性等について①

- 行動障害は学齢期に重篤化するデータがある。その場合、利用を断られることもある。要対協に関わっているようなケースは断られることがないように、児童発達支援センターが深く介在し、市町村の協力得ながら支援する仕組みが重要。
- 思春期に特有の支援として児童発達支援よりも大人になるということについての本人の学び、本人体験、経験、異性との距離感。支援学校で就労に関する勉強の時期、個別の教育支援計画と連動して放課後等デイサービスでも自分で考える時間を意図的につくることをしてもよいと思う。
- 放課後等デイサービスは非常に重要。大人への着地に近づくことも含めて。低学年のこどもたちと思春期のこども、大きいところは事業所で分けているが形態をどうするか考えていく必要がある。割と低学年は安定してくる年齢、思春期になってくると不登校、希死念慮等、またここに専門性、児童精神科医も絡んで一緒に考えるような問題も、児童相談所からの紹介も増えてくる。前半の遊びと仲間づくりと、個別であっても落ち着いた支援ができる時期と分けて考える必要がある。
- 放課後等デイサービスは小中高と発達段階としての幅があることと、障害の内容程度の幅が凄く大きいこと、それがさらに近年広がりがつある。社会的養育の児童福祉の世界では、情緒・行動の問題は障害としてこちらのサービスを利用する。虐待防止の見守りの役割としても利用される。非常に多様なこども、発達のにも課題的にも多様なこども達を扱う、1つの事業所として整理するのが難しく、全ての年代をカバーするのは現実的には不可能。学齢期に発達支援も含めて、発達成長のための取組は学校が主体、放課後等デイサービスは放課後児童クラブと対比するような役割、保育の役割、意味が大きくなっていく発達支援という要素、課題を詰め込んでしまうと、学校で疲れた子が放課後等デイサービスでも又何か取り組まなければいけないことになり、中学進学の際に行かされるような過大な負担。余暇活動や安心して過ごせる場としての機能が重視されるべき。
- 就労支援という側面も必要。発達支援というよりは児童クラブ的な要素で中高生まで続く要素が必要になってくる。発達支援の要素としては必要な余暇スキル。家に帰ると自分で建設的に遊ばなくてずっとユーチューブを見ている。
放課後等デイサービスであればこそ、教育とは違う側面で余暇スキルの充実、そこにいるだけではなく家庭で自分で組み立てて出来る活動を増やす視点が必要。

第6回障害児通所支援に関する検討会における主なご意見について ⑧

放課後等デイサービスについて (1) 「総合支援型（仮称）」と「特定プログラム特化型（仮称）」の方向性等について②

- 放課後等デイサービスはこどもの居場所として大事。学齢児から思春期、高校生、青年期前期に入るこどもの中で、発達の促進ではないが障害のことを理解しながらも寄り添って色々な活動を進めていくことの個別性は放課後等デイサービスは高く、1人1人違う。
- 重症心身障害児、肢体不自由児は、思春期の変形・拘縮のリスクをどれだけ乗り越えられるかが大事。医療機関で受けるリハビリは週に1回、2週間に1回、場合には長い期間受けられないこどももいる。家庭だけではなく、放課後等デイサービスが担っていくのも重症心身障害児のこどもには凄く大事な事。それを保障しながら、友達と過ごす時間学校以外で持てる点は専門職がいる意味がある。発達障害の子にとっては日々が揺れ動く時期、その日その日の状況見ながら、学校との連携、送迎の時のコアな連携、学期単位の連携の時間軸のイメージが様々。日々やりとりは現場では必要、進学を考えた時の連携も必要。地域の全体を俯瞰してコーディネートするのは障害児相談が行うべき。通所支援の事業所にどれだけの役割をもたせるのか疑問である。子の育ちの先を見据えていかないと放課後等デイサービスの支援は成り立たない。事業所でやることと相談支援とを見直す必要がある。
- ガイドラインの障害の多様性、一元化された中で事業所は肢体不自由・重症心身障害、発達障害等一つの事業所でみる可能性があることを想定していかなければならない。
放課後等デイサービスのガイドラインの見直しは、児童発達支援のガイドラインにあるような5領域、生活全般をみるということが必要な子もいる。余暇活動も含めて仕事というところまで見ていくということも多様なので、ガイドラインの見直しも今一度必要ではないか。
- 放課後等デイサービスは安心安全でその子らしくいられる場。自分の生活をマネジメントしていく経験を大事にしていくこと。すでにやる事が決まっていやらないといけないという状態は受け身で、今のガイドラインでも自己選択、自己決定は書かれているが自分で何をするかアイデアを出していくというところまで踏み入っていない。活動内容について一緒に話して自分で主張できるとか、それが難しいという子でもやる事が決まっていというより、自分で遊んで、宿題やってという自分の意思を確認できる形でこどもが自分で生活をマネジメントする経験をしていくことで、家庭での自分の生活を構築していく。その後を考えていった時に、児童発達支援とは違ってできていく子がいるのでは。

第6回障害児通所支援に関する検討会における主なご意見について ⑨

放課後等デイサービスについて (1) 「総合支援型(仮称)」と「特定プログラム特化型(仮称)」の方向性等について③

- ひきこもりは成人期にまで関わる。精神保健との連携も必要といれてもらいたい。
- こども家庭庁の大きな柱の中に、こどもの意思をしっかりと受け止めていく、そこで自己肯定感を育むというところがあるので障害児の支援もそこを非常に大事にしていかなければいけないのではないか。
- 特定プログラム特化型(仮称)と総合支援型(仮称)があるが 現場や調査のなかでは、専門職もいるけれど保育士、児童指導員とのチームアプローチは日本の支援の特徴と考える。
- 個人単位で全体をコーディネートする人材について学齢期については書き込んでほしい。本当は障害児相談、セルフ率高い、経過措置的なものでもいいので書き込んでほしい。センターの役割ということは整理済み、児童発達支援センターが学齢期のノウハウがある場合とない場合、学齢期の個人を総合コーディネートする人材について書き込む必要がある。
- こどもの最善の利益を考えた時、思春期や小学校3, 4年くらいからメンタルの問題はでてくる。第三の場として放課後等デイサービスは大きい。安全で安心できて、休息できる場。学校で疲れてきた子は、安全でいじめもなく勉強の強要もなく、リラックスして自分の好きなことできる。
- 児童発達支援センターについては整備していく方向と認識している。障害児相談支援事業所も整備していく方向の中では、一定期間のはずと思う。整うまでの期間をどうするか、コーディネートする機関や人材の確保、暫定措置必要。それは暫定措置であり、一定期間という確認をしておきたい。
- 高校年代になると就労との移行もあるので、移行に向けた準備も放課後等デイサービスの役割としてある。

第6回障害児通所支援に関する検討会における主なご意見について ⑩

放課後等デイサービスについて（2）ピアノや絵画のみ等、必ずしも障害特性に応じた専門性の高い有効な発達支援と判断できないものについて②

- 適切な事業所の見極めのところでも、母子保健領域からの意見を参照することもアイデアの一つ。
- 発達支援だけでいいのか。人格形成とか、幅広い視野での支援が必要になってくる。
ピアノや預かりの考え方は、アセスメント、個別支援計画、カンファレンスというところになるが、カンファレンスの部分がPDCAでいくと、CチェックとA改善の部分が出来ていないと見受けられるので、しっかりと行っているところを評価していく指標として示していただきたい。
- 塾、習い事は放課後等デイサービスこそ重要性、必要性がどこにあるのか明確化が必要。塾や習い事は地域の子と一緒に通うことを最終目標とするときに差別解消法の義務化があるので、保育所等訪問支援のような行った先での支援、受入先の受入れのサポートをするのに力点をおく。例えば放課後等デイサービスの事業として位置づけることにより、仕方がない、という状態が長く続かないような仕組みを盛り込んでほしい。

第6回障害児通所支援に関する検討会における主なご意見について ⑪

放課後等デイサービスについて（3）発達支援を必要とする利用状況に応じた支援について、支援時間の長短等を考慮した評価について①

- 学齢児は学童保育は小学生まで。中高生に関しては何らかの形でだろうが児の支援の中で保護者の就労対応せざるを得ない、放課後等デイサービスの方が浮き彫りになる。保護者の就労の支援の話は、児童発達支援と放課後等デイサービスは分けて考えたほうがよい。
- 親の就労を考えると虐待防止、家が安全であるためにはより保育所の代替的なものがあったとしてもよい、見守りに積極的な意味を持たせてもよいのでは。見守りが悪いことではないことを強調してはどうか。
- 知的障害重度は、特別支援学校からかなり行っている。親の就労に関して重要な役割を担っている。安心な場所が必要、てんかんのあるお子さん、配慮がしっかりとされていることが重要と考える。

第6回障害児通所支援に関する検討会における主なご意見について ⑫

放課後等デイサービスについて（4）学童期・思春期において日中の通いの場がない障害児への対応や、教育との連携について①

- 学校に行っていない不登校の子は多い。安心して積極的に使える場所として見なしたほうがよい。こどもの視点から、こどもが利益を受けるような形で位置づけるとよい。
- 不登校は高校生の年齢対応が必要。小中でも学校に行けないから放課後等デイサービスに午前中行きたいという相談あるが、学齢期の中心は教育なので、教育センターもあるし、教育に行きにくいところもあるのかも。福祉で全部カバーするのは難しい。まずは教育と連携しながら中心にやってほしい。
通常学級の授業はインクルーシブでユニバーサルデザインではないと行けなくなっている、皆一緒というのはもう無理な時代。それぞれのペースで教育のあり方の方向転換の時期ではないか。
- 不登校児童への対応について、放課後等デイサービスで何が担えるのか検討、選択肢が多いに越したことはない。教育、労働、色々な選択肢の確保が重要。この議論は横串を通して色んなところで議論されるべきと強く申し上げておきたい。
- 学齢児は学童保育は小学生まで。中高生に関しては何らかの形であるが児の支援の中で保護者の就労対応せざるを得ない、放課後等デイサービスのほうが浮き彫りになる。保護者の就労の支援の話は児童発達支援と放課後等デイサービスは分けて考えたほうがよい。
- 特別支援教育との連携と分担が大きな課題。特に、個別の教育支援計画にあってメインと同じことを放課後等デイサービスでやることについて個々にやる意味があるのかしっかり評価が必要。
- 不登校で、発達障害リスクが高いと言われているが、安心して通える居場所の役割大きいのが、放課後に原則預かると、色んな人が来るといれない子もいて、特例として早い時間行くことをしているところもある。市町村によっては難しいと言われるところもある。
発達障害で不登校の居場所として不安解消、社会的コミュニケーションを学ぶ場としての位置付けを検討が必要。
- 不登校はコロナで一部認められていたオンライン支援が有効だった事例もある。不登校で発達障害の子はかなりいる。調査しつつ適切な役割について考えていく。

第6回障害児通所支援に関する検討会における主なご意見について ⑬

放課後等デイサービスについて（4）学童期・思春期において日中の通いの場がない障害児への対応や、教育との連携について②

- 学校に行っていない不登校の子は多い、安心して積極的に使える場所として見なしたほうがよい。こどもの視点から、こどもが利益を受けるような形で位置付けるとよい。
- 教育との連携、個別支援計画と個別の教育支援計画を連携して作成することが望ましい。学校に集まって同時に作成することが望ましい。しかし、学校側の受入れの問題がある。厚労省と文科省と調整して受入れが当たり前、一緒に作成するのが当然だと認識まで調整してほしい。
- 高校に通えていない児童の支援、今は児童発達支援とみなし成人とあるが個人単位のコーディネートの中で選択できるとしたほうがよい。現状、放課後等デイサービスの利用はできないため、児童発達支援で対応するしかない。
- 福祉と教育と医療とのトライアングルプロジェクト、低学年のとき福祉と医療のサポートがあればかなり適応的に学校で対応できたり、こども達の理解につながるので、学校の入り口のところでのトライアングルプロジェクトの実質化が必要。
- この時期は色々な課題がでてくるため、不登校の子が朝から来た場合、学校との連携を必須として加算も必要と考える。家族支援が非常に必要になる時期。
- 不登校との関連、学校に行けなくなる子と、発達障害はオーバーラップしどちらの要素も含まれてくる。思春期になると不登校が増えてくる。不登校の支援は蓄積されてきているが、思春期以降の放課後等デイサービスの支援にかなり参考になるのではないか。不登校の子達の居場所、フリースクール等のノウハウとかなり共通項出てくる。
- 思春期は発達障害合併で精神障害もあっていじめ、不登校も多い、マルトリートメント家庭の問題も出てくる。安全、安心で虐待も防止され学校からの癒しの場となる。そういう視点が今のガイドラインにはない。発達支援の底上げを行うイメージ。こどもが疲弊する可能性がある。

第6回障害児通所支援に関する検討会における主なご意見について ⑭

放課後等デイサービスについて（4）学童期・思春期において日中の通いの場がない障害児への対応や、教育との連携について③

- 学校と放課後等デイサービスの関係は難しい。学校に対して異議申し立てできるのが放課後等デイサービス。親はなかなかできない。今はまだできていないが、お互いに情報交換して支援の質を高め合うことができるとよい。
- 学校との連携、実質的に色々な壁があって連携が実際に難しい。例えばICTが学校で活用されていて、個別最適な学びで議論されている。方法論的にも色々なことが出てきている。学校にいなくても、学校で学習されているようなことが情報が得られて、ICTを使って連携ができるとか、先生方同士もちょっとした情報をやりとりできるような形の模索できないのか。
- 親自身も情報を持ちながら、支援されながら強くなっていく、そして自立していく。自分でコントロールしたり自立という軸が大事。自分らしくいられるように自分で作っていけるということも大事。相談支援など様々なところが親に関わっていくことが重要。学校、センターと話す時、親や子がそこに一緒にいられる仕組み考えていく必要。十分な支援があつてのこと。しかし、最後に目指すところはそういったところも考えるべきなのかと思う。